

日医発第 2011 号(情シ)

令和 5 年 1 月 25 日

都道府県医師会 担当事務局 殿

日本医師会 情報システム課

課長 井川 智彦

(公 印 省 略)

令和 5 年 1 月 24 日に発生した大雪に伴う

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」

をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、今般の災害を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化（有効化）する旨の周知方依頼になります。アクティブ化されている場合、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、口頭等で患者同意を取得することにより、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

同機能の利用方法、利用における留意点については、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、下記範囲対象となっておられる場合には、貴会管下の関係する郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

要因：令和 5 年 1 月 24 日からの大雪

範囲：鳥取県八頭郡智頭町

期間：災害救助法の適用第一報から一週間（令和 5 年 2 月 1 日まで）

なお、日本医師会では期間が延長される場合にのみ追加文書を発出いたします。

以上

【添付資料】

- ・ 令和 5 年 1 月 25 日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」